

○交通安全意識の高揚のための年間諸行事について(通達甲)

平成30年 3月15日

交企発第99号

改正 平成31年 2月12日交企発第31号

(交指、交規、免許)

部長及び参事官

所属長

30年保存(口訓)

交通事故の抑止に向けた重点行事等については、これまで「交通安全意識の高揚のための年間諸行事について(通達甲)」(平成28年 1月 5日交企発第16号。以下「旧通達甲」という。)に基づき実施してきたところであるが、高知県交通安全推進県民会議が定める「交通安全運動の推進方針」の各交通安全日との整合性を図るため、当該年間諸行事を下記のとおり定め、平成30年 4月 1日から実施することとしたので、誤りのないようになされたい。

なお、この通達甲の実施をもって旧通達甲は廃止する。

記

第1 高知の交通マナーをよくする運動

1 目的

この運動は、交通事故の多くが運転者の安全不確認等の僅かなミス、交通法令違反及び運転マナーの欠如に起因していることから、交通指導取締り等の警察活動の強化、交通ボランティアによる自主的な地域活動、安全意識向上のための広報啓発活動の展開、県民の参加による体験型交通安全啓発事業等を積極的に推進し、県民の交通マナーの向上を図り、安全かつ快適な交通環境の創造を目指すことを目的とする。

2 推進上の留意事項

(1) 効果的な交通指導取締り活動の推進

交通事故の抑止に資する交通指導取締りを行うとともに、地域住民の取締り要望の高い違反及び軽微な違法行為を見逃すことなく交通指導取締りを行い、運転者に対する現場指導を徹底すること。

また、自転車による交通違反については、運転者に対する指導、警告等を徹底するとともに、次に掲げる場合には検挙措置等を執り、自転車の利用者の正しい交通ルールの実践及び交通マナーの向上を図ること。

ア 警察官による再三の指導・警告に従わずに、違反行為を反復し、又は継続する場合

イ 違反行為により通行車両又は歩行者に具体的危険が生じるおそれがある

る場合

ウ 制動装置不良自転車運転等の運転行為自体が危険を生じさせるおそれがある場合

(2) 広報啓発活動の推進

各種広報媒体を活用した効果的な広報啓発活動を行い、県民の交通マナーを高め、安全意識の高揚を図ること。

(3) 運転者対策の推進

運転免許を保有する者に対しては、運転免許更新時講習、処分者講習、安全運転管理者講習等の各種講習を通じて運転マナーを向上させる対策を推進し、思いやりとゆとりを持てる運転者の育成に努めること。

(4) 関係機関・団体等による自主的な交通安全活動の推進

関係機関・団体、交通安全ボランティア等を主体とする街頭交通安全指導、交通安全教育活動、高齢者宅の訪問活動等の地域における交通安全に関する自主的な活動の推進を働き掛けるとともに、積極的な協力及び支援に努めること。

第2 年間行事

1 県民交通安全の日

(1) 目的

県民が主体となり、県民一人一人が交通事故に遭わないことを目標に、交通安全意識を高め、正しい交通マナーをそれぞれの立場において実践することを習慣付けることを目的とする。

(2) 実施日

毎月20日とする。ただし、当日が日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、翌日等の平日とする。

2 高齢者交通安全の日

(1) 目的

高齢化社会に対応した安全な地域社会の基盤を確立するために、高齢者の交通マナーの向上及び被害防止を習慣付けることを目的とする。

(2) 実施日

毎月15日とする。ただし、当日が休日に当たるときは、翌日等の平日とする。

3 自転車街頭指導日

(1) 目的

自転車の利用者が、正しい交通ルールを実践することを習慣付けること

を目的とする。

(2) 実施日

毎月15日とする。ただし、当日が休日に当たるときは、翌日等の平日とする。

4 子供交通安全の日

(1) 目的

次代を担う子供が交通事故に遭わないために、子供に基本的な交通ルール及び交通マナーを理解させ、これらを実践することを習慣付けるとともに、自動車等の運転者に対して、幼児、児童等の安全に配慮した運転を実践することを習慣付けることを目的とする。

(2) 実施日

毎月第2・第4月曜日とする。ただし、当日が休日に当たるときは、翌日等の平日とする。

なお、夏休み等による休校日及び休園日には、実施しない。

5 シートベルト・チャイルドシート着用指導日

(1) 目的

自動車の乗車中における交通事故発生時の被害の軽減を図るために、後部座席を含めた全ての座席でのシートベルトの着用及びチャイルドシートの正しい使用を習慣付けることを目的とする。

(2) 実施日

毎月4日及び24日とする。ただし、当日が休日に当たるときは、翌日等の平日とする。

6 春及び秋の全国交通安全運動

(1) 目的

陸上交通に関係のある全ての者に交通安全思想の周知徹底を図り、正しい交通ルールの実践を習慣付け、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

(2) 実施期間等

実施の都度通達する。

7 その他の行事

1から6までに定めるもののほか、必要と認める行事については、実施の都度通達する。